

波崎土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、波崎土地改良区という。
2 この土地改良区の認可番号は、茨第390号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表のとおり（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款及び規約の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 国営鹿島南部農業水利事業により造成されたかんがい施設の維持管理
- 二 県営鹿島南部かんがい排水事業により造成されたかんがい施設の維持管理
- 三 県営ほ場整備事業により造成された土地改良施設の維持管理
- 四 県営畑地帯総合土地改良事業により造成された土地改良施設の維持管理

2 この土地改良区は、第1項第各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は神栖市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及び土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。
2 前項の公告の内容は、必要のあるときは、書面をもって組合員に通知する

ものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は、55人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1選挙区	矢田部、太田、須田、柳川を除く区域	16人
第2選挙区	矢田部の区域	14人
第3選挙区	太田、須田、柳川の区域	25人

(選挙人名簿の縦覧)

第9条 理事は、総代の任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の前日45日から、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供しなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の前日3日までに公告しなければならない

(異議の申出等)

第10条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に文書で理事に異議を申し出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申し出を受けたときは、その異議の申し出を受けた日から3日以内に、その異議の申し出が正当であるかないかを決定しなければならない。

その異議の申し出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申し出人及び関係人に通知し、あわせてこれを公告しなければならない。

その異議申し出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申し出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

第 11 条 総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1 人とする。

(通常総代会の時期)

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

(議決方法の特例等)

第 13 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、合併ならびに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 14 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を召集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で召集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 15 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 16 条 この土地改良区の役員定数は、理事 37 人及び監事 3 人とする。

2 前項の役員定数のうち理事 2 人は組合員でない者とする。

(役員を選任)

第 17 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書選任規程で定める。

(理事長)

第 18 条 理事は、理事長 1 人、副理事長 2 人、常務 1 人を互選するものとする。

第 19 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 副理事長は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 20 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約に定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 21 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 22 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。

ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 29 条の 2 及び第 134 条第 2 項の規定による改選法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

- 2 前項ただし書きに規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 23 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときはその職を失う。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 24 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫

- 役原品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割の用途別に賦課する。
- 2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役原品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割の用途別に賦課する。
 - 3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役原品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積割に比例して賦課する。
 - 4 第4条第1項第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役原品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積割に比例して賦課する。
 - 5 前4項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。ただし前2項において換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積割に比例して賦課する。

(負担金及び分担金)

- 第25条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき、国営鹿島南部農業水利事業の負担金を負担する。
- 2 前項の負担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- 第26条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営鹿島南部かんがい排水事業の分担金を負担する。
- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- 第26条の2 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営ほ場整備事業の分担金を負担する。
- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第 26 条の 3 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき、県営畑地帯総合土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 27 条 前 5 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法ならびに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第 28 条 夫役を徴収された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

(特別徴収金)

第 28 条の 2 法第 3 6 条の 2 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の 2 の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 28 条の 3 この土地改良区は、法第 90 条の 2 及び法第 91 条の 2 の規定に基づき、国営鹿島南部農業水利事業、県営鹿島南部かんがい排水事業、県営ほ場整備事業及び、県営畑地帯総合土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるためその特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 29 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 6 0 日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第 30 条 第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 28 条の 2 又は第 28 条の 3 の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は納期限内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 1 0 0 円につき 1 日金 4 銭の滞納金並びに督促状を發した場合には督促手数料 20 円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分した場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認められる場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

- 第31条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約に定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。
- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
 - 3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

- 第32条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地について加入金を徴収する。
- 2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

- 第33条 前項の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第30条の規定を準用する。

(基本財産)

- 第34条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。
- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

- 第35条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

- 第36条 この土地改良区の実業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この土地改良区の設立当時の役員は、この定款の規定にかかわらず、土地改良法第18条の規定に基づき申請人の選任するところによる。
ただし、その任期は第1回の総代会までとする。
- 2 この定款は、土地改良区設立認可の日（昭和45年8月15日）から施行する。
- 3 この定款の一部変更は、その認可の日（昭和47年4月15日）から施行する。
- 4 この定款の一部変更は、その認可の日（昭和61年8月12日）から施行する。
- 5 この定款の一部変更は、その認可の日（昭和62年7月17日）から施行する。
- 6 この定款の一部変更は、その認可の日（平成4年12月2日）から施行する。
- 7 この定款の一部変更は、その認可の日（平成8年12月3日）から施行する。
- 8 この定款の一部変更は、その認可の日（平成17年8月9日）から施行する。
- 9 この定款の一部変更は、その認可の日（平成22年9月28日）から施行する。
- 10 この定款変更中第8条の変更について、総代の職にある者の数とその減少後の定数をこえているときは、その総代の任期中は、その数をもって定数とする。
但し、総代に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少したものとみなす。